

第3回大田原市水道料金審議会

令和8年5月28日(木)
生涯学習センター 研修室D

目次

1	前回の振り返りについて	...1
2	受水費について	...2
3	全国の水道料金見直し状況	...3
4	水道料金算定の仕組みについて	...4
5	新料金の検討について	...31
	参考資料	...37



1 前回の振り返りについて

■ 第2回水道料金審議会のまとめ

見た目は問題なく稼働している施設も経年劣化が進行

基幹施設や重要給水拠点を結ぶ管路の耐震化が急務

機械電気計装設備の老朽化率が高い

大田原配水場



大田原浄水場



2 受水費について

■大田原市の受水状況

栃木県企業局が経営する北那須水道事業は、大田原市と那須塩原市の2市が供給を受けています。

大田原市では、この県水を受水するため昭和52年度に上石上に容量2,700m³の配水池を2基設けた配水場を建設しました。現在、1日あたり約12,900m³、年間では約470万m³の県水を受水しています。

市の全体の配水量に対して県水の占める割合は63%程度で推移しており、総費用に占める受水費の割合も25%を超え大きな割合を占めています。

県水の使用料金単価は、79.62円/m³で平成26年度から変更ありません。今後の使用料金について、県企業局担当に問い合わせたところ、令和11年度からの新料金は、令和9年度に料金算定するが料金の値上げについては申し上げられないとのこと。不安定な世界情勢により原油価格や電気代の高騰などの影響が生じる恐れがあり、県水の使用料金も値上げになれば、大変厳しい状況になると思われます。

区分		H18年度	H20年度	H22年度	H26年度	R4年度	R5年度	R6年度
協定	最大受水量/日	15,400m ³	15,400m ³	14,100m ³	14,100m ³	14,545m ³	14,545m ³	14,545m ³
	申込水量/日	12,093m ³	12,318m ³	12,420m ³	12,900m ³	12,900m ³	12,900m ³	12,900m ³
	申込水量/年	4,413,945m ³	4,496,070m ³	4,533,300m ³	4,708,500m ³	4,708,500m ³	4,721,400m ³	4,708,500m ³
実績	最大受水量/日	13,190m ³	13,235m ³	16,500m ³	13,468m ³	14,114m ³	14,693m ³	13,821m ³
	使用水量/日平均	11,821m ³	12,423m ³	12,536m ³	12,578m ³	12,886m ³	12,885m ³	12,870m ³
	使用水量/年 A	4,315,290m ³	4,449,682m ³	4,575,739m ³	4,590,661m ³	4,703,656m ³	4,715,855m ³	4,697,383m ³
使用料金/m ³		100.24円	87.67円	81.70円	79.62円	79.62円	79.62円	79.62円
受水費決算額 B		439,662,487円	373,832,969円	373,832,969円	374,890,764円	374,890,765円	375,917,860円	374,890,765円
総費用決算額 C		1,294,422,719円	1,334,606,956円	1,334,606,956円	1,475,011,432円	1,444,116,908円	1,406,374,906円	1,420,090,330円
総配水量実績 D		7,372,049m ³	8,524,720m ³	8,524,720m ³	7,847,391m ³	7,381,600m ³	7,528,014m ³	7,506,635m ³
総費用に占める受水費の割合(B/C)		34.00%	28.00%	28.00%	25.40%	26.0%	26.7%	26.4%
総配水量に占める受水量の割合(A/D)		58.50%	52.20%	53.70%	58.50%	63.7%	62.6%	62.6%

3 全国の水道料金見直し状況について

- (1) 全国的に人口減少や施設の老朽化、物価高騰により水道料金の見直しを実施
- (2) 受益者負担の公平性などから基本水量を廃止する傾向が多い
- (3) 4団体の平均改定率は、26.12%

番号	自治体	料金平均改定率	改定年月	概要について
1	広島県福山市	18%	未定	最新の財政推計より、現行料金を維持した場合、令和11年度に資金不足が生じ料金回収率が100%を割込み令和14年度には純損失の計上が見込まれている。料金体系は、現行の用途別から口径別へ移行し基本料金と従量料金の割合を小口使用者に対する激変緩和を考慮。
2	山口県下関市	20%	令和8年4月	人口減少、物価・人件費の急上昇により令和7年度は赤字予算を編成しており、令和9年度には累積欠損が生じる見込みから料金改定が不可避な状況。今回の料金改定では、基本水量を廃止し口径13ミリの基本料金594円増の2,880円、従量料金を10円増の20円/㎡とした。国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した減額措置を実施予定。
3	神奈川県川崎市	36%	令和9年4月	受益者負担の公平性と安定経営の確保を両立させるため、水道料金を単一料金制から口径別料金制度へ移行。基本水量の廃止又は引き下げなどの料金・使用料制度に関する見直しが見込まれる。令和8年9月市議会で料金改定に関する議案を上程する予定。
4	香川県 広域水道企業団	30.5%	令和10年度内を予定	香川県広域水道企業団は、平成30年4月に、香川県及び県内8市8町の水道事業等を統合し、業務を開始した。令和9年度に広域水道施設整備事業が終了することから需要者が多い高松市の料金体系を軸に料金算定期間を4年（平均改定率30.5%）に設定した上で継続審議中です。

※出典 日本水道新聞及びHP
料金改定率 平均26.12%

4 水道料金算定の仕組みについて

1 水道料金の算定方法

財政計画の策定

- ・ 需給計画等の基本方針の決定
- ・ 財政収支の見積もり
- ・ 料金算定期間の決定



料金水準の算定
(総括原価の算定)

- ・ 料金総収入額の算定
- ・ 関連収入の控除
- ・ 資産維持費の参入



料金体系の設定
(個別原価の算定)

- ・ 料金体系の選択
- ・ 原価の分解
- ・ 原価の配賦

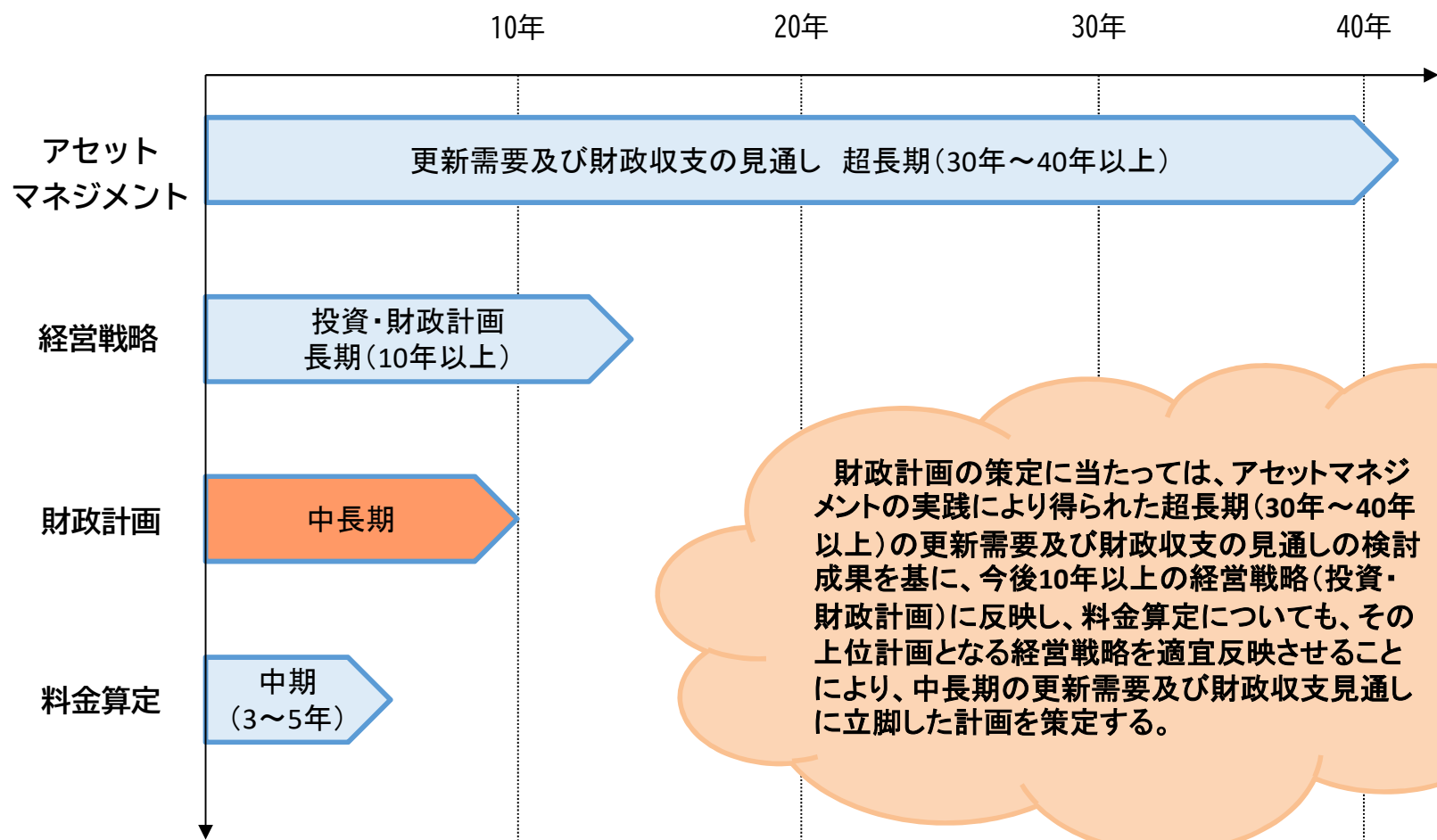


料金表の確定

計画開始時の財政状況を把握→財政目標を設定した上で料金算定期間を決定→水需要など業務量の見立てを立てる→その前提条件に基づく水道事業の財政計画を策定する。

4 水道料金算定の仕組みについて

(1) 財政計画の策定

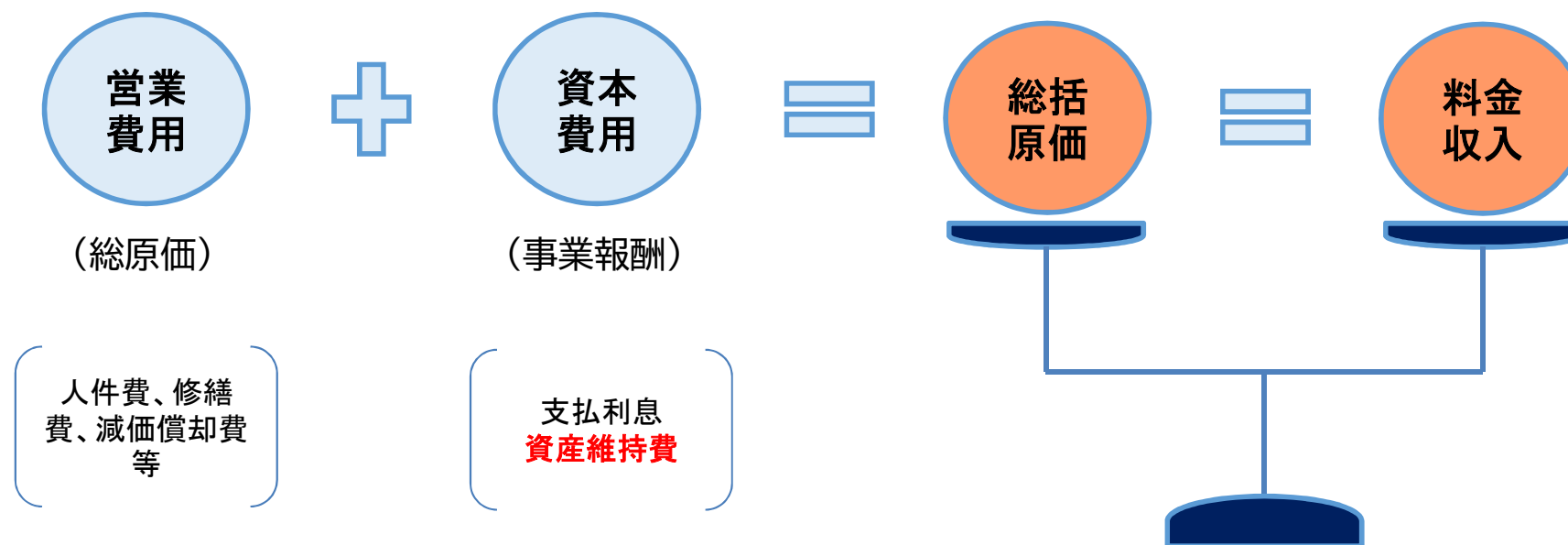


4 水道料金算定の仕組みについて

(2) 適正な料金水準の算定

水道料金の算定は、【総括原価方式】により行う。

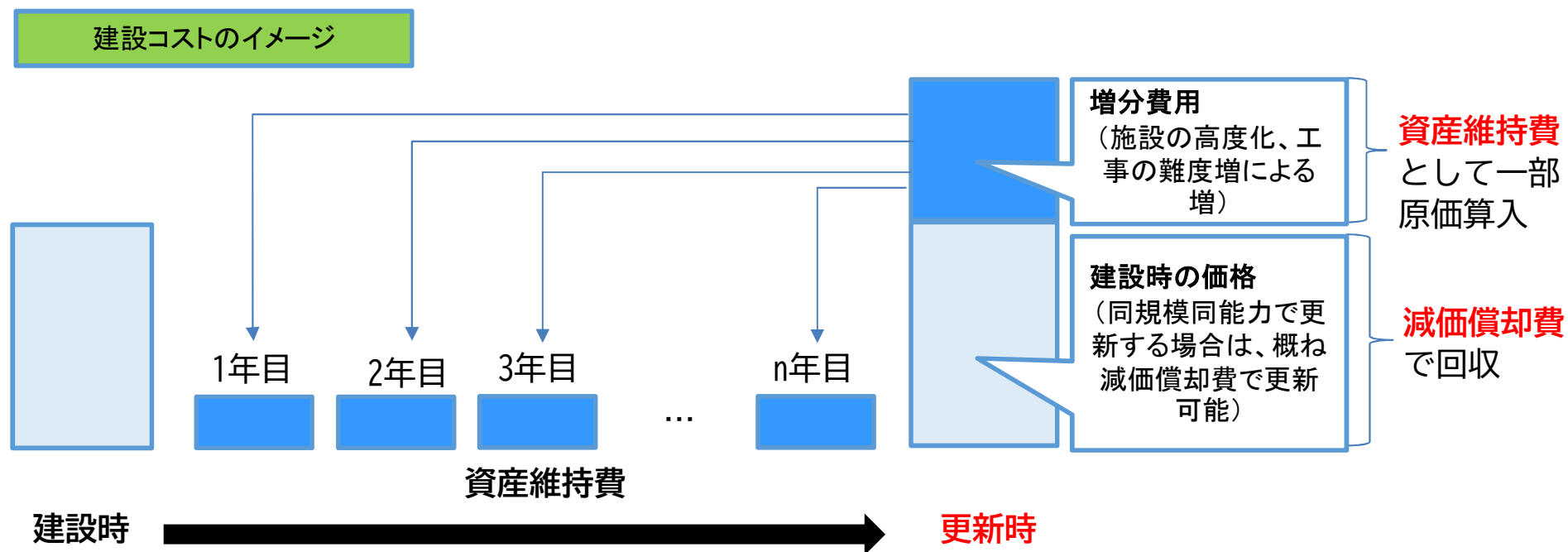
⇒水道料金に求められる「適正な原価」を算出するために、財政計画から営業費用及び支払利息を計上し、水道事業の「健全な運営を確保」できるよう、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（**資産維持費**）も算出・計上する。これらの費用を合わせた総括原価を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を設定する。



4 水道料金算定の仕組みについて

(参考) 資産維持費について

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべきものとして見込まれる費用である。



資産維持費: 物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを持続していくために総括原価への算入が認められているもの。この資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、**安定的な財政運営に支障をきたす**こととなる。

4 水道料金算定の仕組みについて

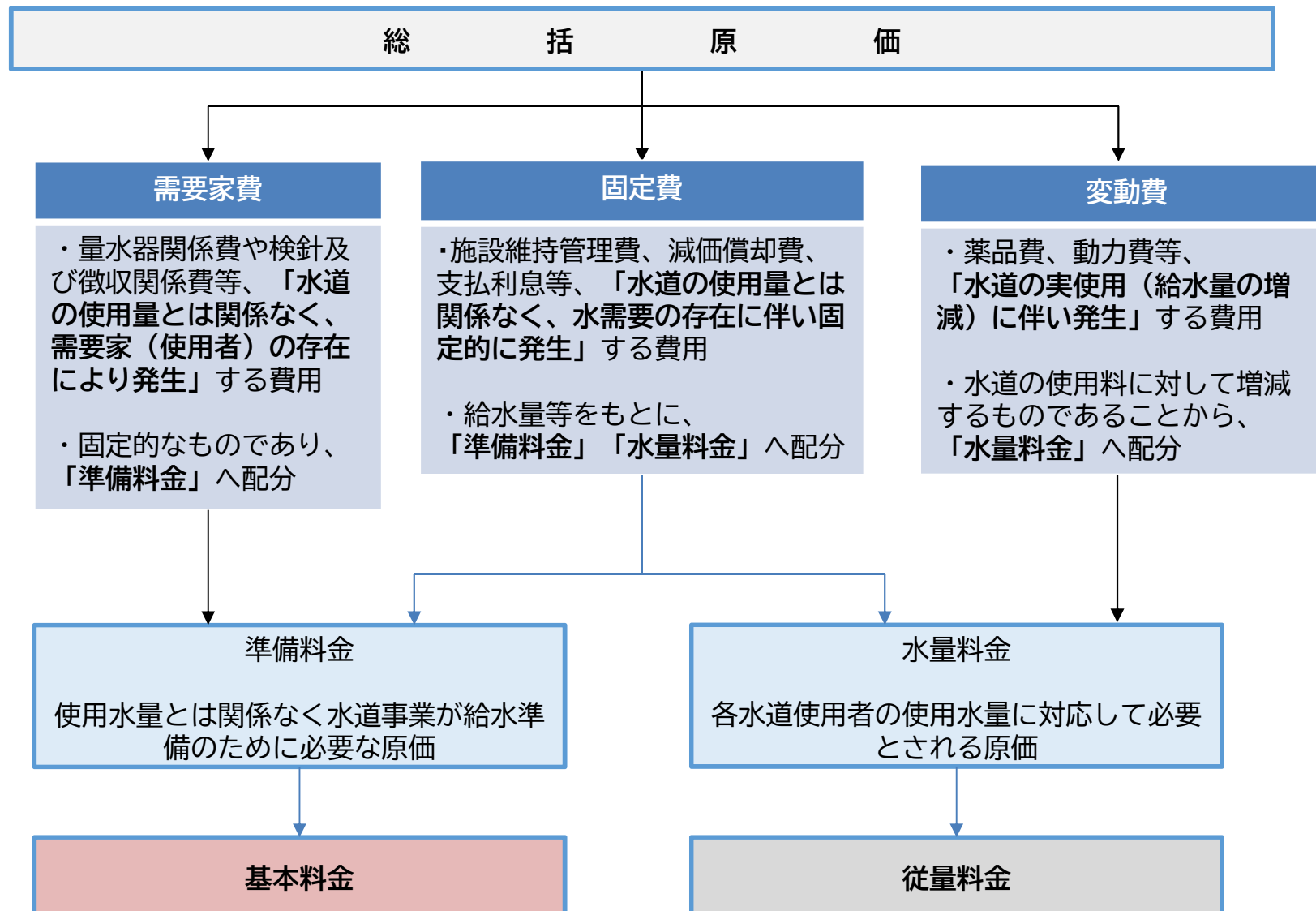
(3) 料金体系の設定と料金表の確定

水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無にかかわらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	水道メーター設置費、検針領収経費 等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	動力・薬品費 等

4 水道料金算定の仕組みについて

○原価の分解・配賦



4 水道料金算定の仕組みについて

(参考) 料金制度の課題と料金改定の実情

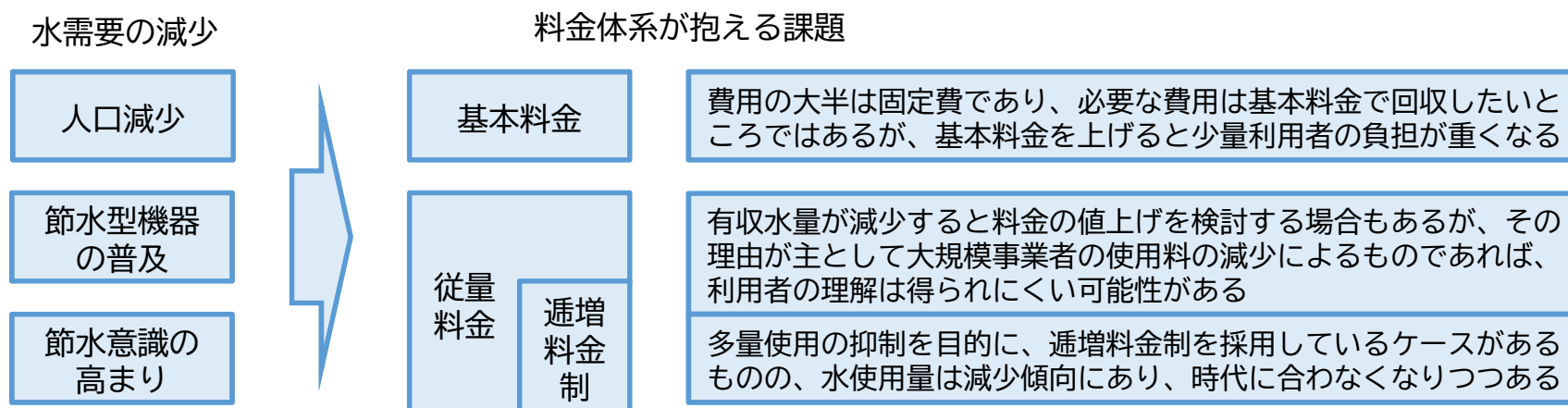
料金体系として、基本料金の構成比が高いと、水需要の増減に収入が影響されない体系となり、企業経営を安定的に行いやすくなるが、少量利用者の負担が重くなるといったデメリットがある。一方で、従量料金の構成比が高いと、有収水量の減少が料金の値上げに直結する。

そのため今後の料金体系については、水需要の増減に収入が影響されにくい体系として、利用者への影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要であると指摘されている。

人口減少社会において、水需要は減少し、料金収入の増加は見込めない状況の中、老朽化していく水道施設の更新対応等、費用の増加が見込まれるため、将来を見据えた計画的な更新事業の展開などにより、急激な料金高騰を招かない方策が必要である。

また、その一方で、事業運営の実情に相応しくない安価な料金設定は収支バランスを欠き、事業破綻状態を招くことが想定される。

中長期的な見通しに立った事業計画及び財政計画を策定し、現役世代と将来世代の負担の公平性を視野に、幅広い観点から適正な料金で制度を検討していくことが必要である。



4 水道料金算定の仕組みについて

2 投資・財政計画（収支計画）の検証

2-1. 投資の目標設定

- ① 施設及び管路の計画的更新・耐震化の推進
- ② 機械・電気・計装設備の計画的更新
- ③ 持続可能な水道事業に向けての施設整備の実施

2-2. 投資の算出根拠

計画期間内における投資計画に見込む主な建設改良費は、水道施設整備基本計画に基づく拡張施設整備事業及び更新施設整備事業の工事費、調査・委託費及び人件費・事務費を計上している。

4 水道料金算定の仕組みについて

2-3. 計画期間内における投資計画

種別	時期	事業費
I. 拡張施設整備事業		
1.【強靱に対する施設整備】		
1) 基幹構造物耐震化事業	～令和9年度	1.4億円
2.【持続に対する施設整備】		
1) 水道施設統廃合事業	令和13年度～令和15年度	6.1億円
2) その他整備事業		0.1億円
工事費 計		7.6億円
調査・委託費・人件費・事務費等 計		4.5億円
I. 合計		12.1億円
II. 更新施設整備事業		
1.【強靱に対する施設整備】		
1) 大田原配水池更新事業	令和9年度～令和12年度	19.1億円
2) 機械電気計装設備更新事業	令和6年度～令和15年度	24.5億円
3) 更新管路整備事業	令和6年度～令和15年度	29.5億円
工事費 計		73.1億円
調査・委託費等 計		9.7億円
II. 合計		82.8億円
総事業費		94.9億円

2-4. 財源の目標設定

- ① 利益水準の確保
- ② 適切な企業債の発行水準の維持
- ③ 適切な資金残高の確保

2-5. 財源の算出根拠

財源は、4つのパターンの財政シミュレーションを行い、5年毎の料金改定と企業債によって財源を確保するものとした。

料金改定率は、当期純利益が計画期間を通してプラスで推移するように設定した。

企業債は、資金残高を適正に保ち、かつ企業債残高対給水収益比率が高くになりすぎないように設定した。

4 水道料金算定の仕組みについて

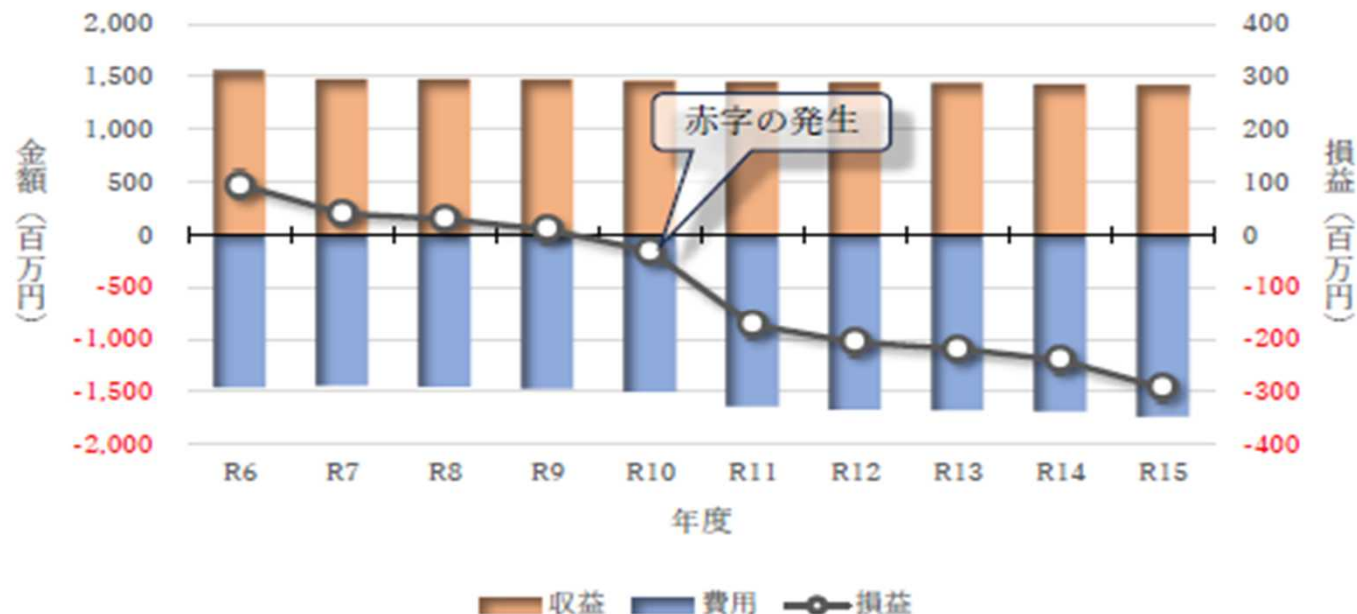
2-6. 財政シミュレーションについて

(1) 料金据置の場合

計画初年度の令和6年度には約12億6,800万円ある給水収益は、計画最終年度の令和15年度には約12億2,500万円と約4,300万円の減少となっている。これは、水需要予測による有収水量の減少に起因するものである。

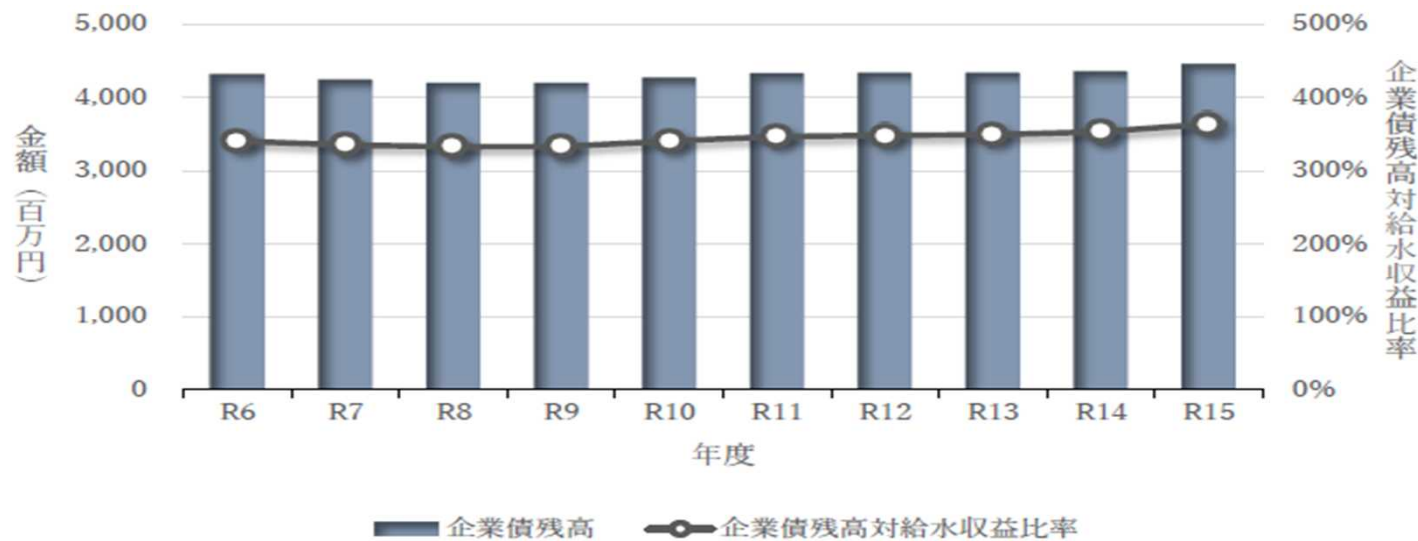
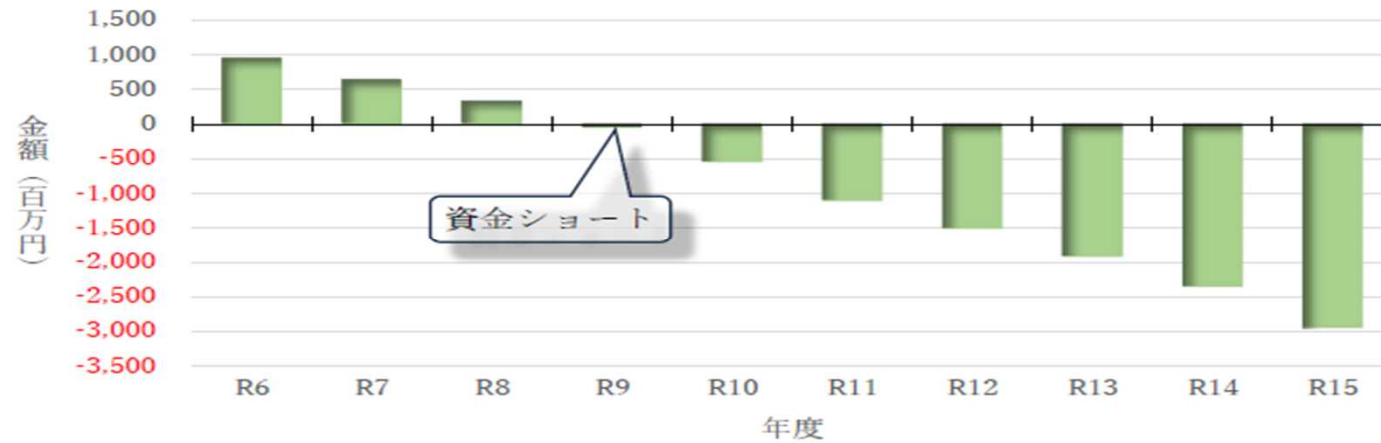
一方、減価償却費は令和6年度には5億9,400万円見込まれているが、令和15年度には7億800万円と1億1,400万円増加の見通しとなっている。

収入の減少及び支出の増加のため、令和10年度以降は当期純利益が赤字となる見込みである。また、同年度には資金残高がマイナスとなり、事業の破綻に近い状態に陥ってしまう。なお、企業債の借入額は、建設改良費に対し30%の額としている。



4 水道料金算定の仕組みについて

2-6. 財政シミュレーションについて



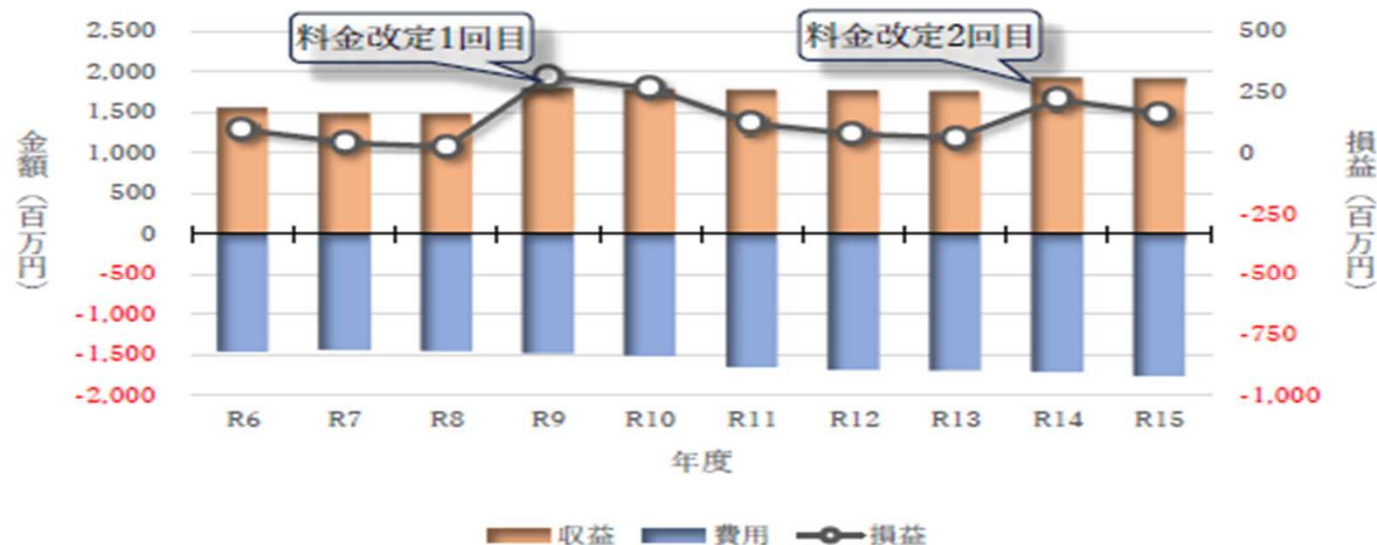
2-6. 財政シミュレーションについて

(2) 5年毎の料金改定と企業債で財源を確保する場合

5年毎の料金改定と企業債で財源を確保する場合、令和9年度に供給単価を25%改定の257.16円/m³とし、さらに令和14年度に12%改定の288.02円/m³とすることで損益赤字及び資金ショート回避が可能である。

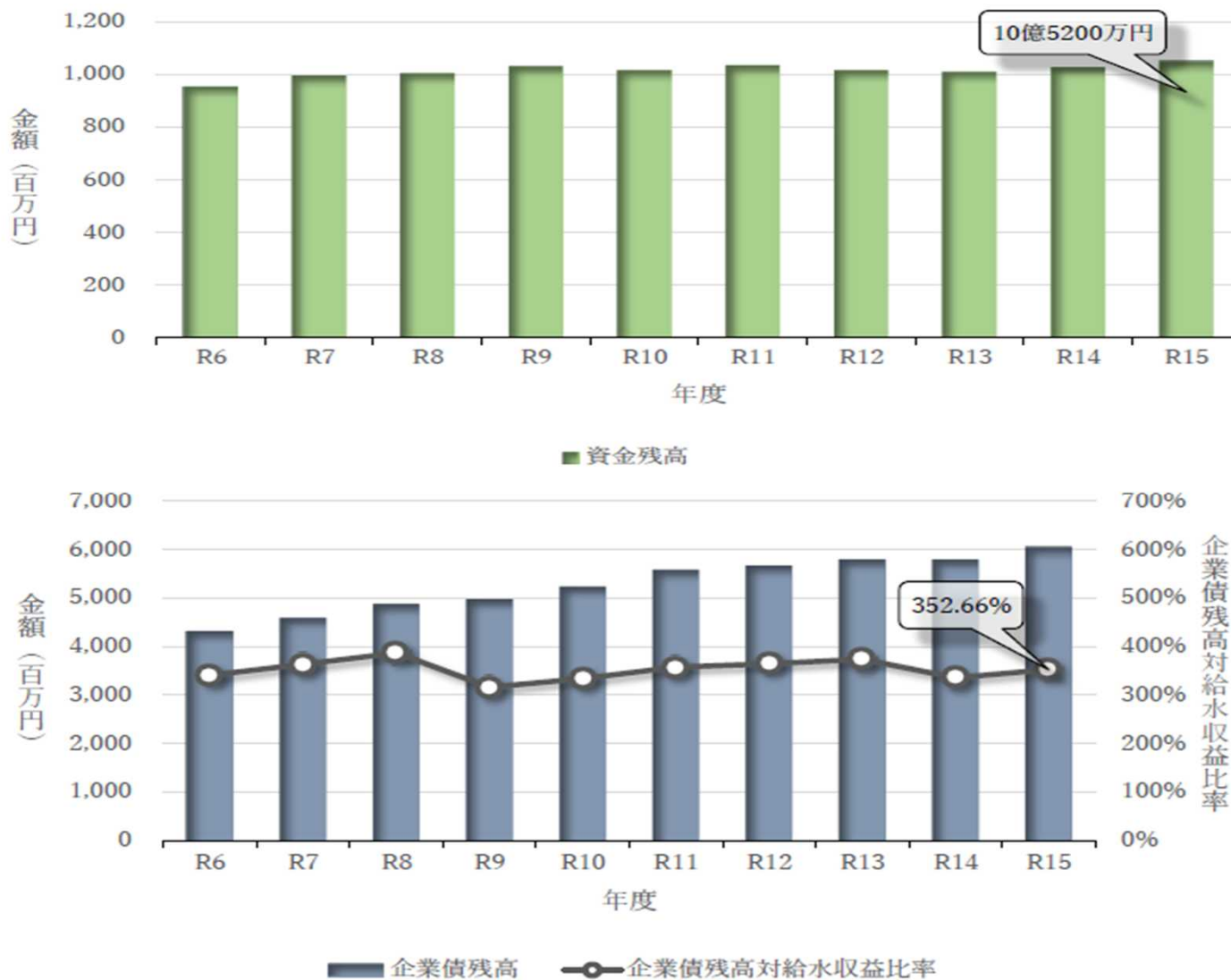
令和15年度における給水収益は約17億1,600万円で、料金据置のケースと比較して約4億9,100万円の増加となる。また、資金残高は約10億5,200万円となり、適切な水準を維持できる。

企業債は、料金改定による利益だけでは不足する分の資金確保のため借入れる。令和15年度までに約45億400万円の借り入れが必要である。企業債残高対給水収益比率は、料金改定後は令和15年度時点で352.66%と若干の増加傾向で推移するが、過剰な借入とはならない。



4 水道料金算定の仕組みについて

2-6. 財政シミュレーションについて



4 水道料金算定の仕組みについて

○まとめ

大田原市水道事業経営戦略改定版の財政シュミレーションより、現行料金を据え置いた場合、令和9年度に資金ショートするが、5年毎の料金改定及び企業債の活用により以下のとおり財政状況の改善が見込まれる。



- 試算条件
- ・適切な水道施設維持のため、工事費は毎年約9.5億円を予定。
 - ・企業債は、資金残高を適切に保ち、かつ企業債残高対給水収益費率を350%中心に試算。

- ・5年毎の料金改定と企業債で財源を確保する場合、令和9年度に供給単価を25%改定の257.16円/m³とし、さらに令和14年度に12%改定の288.02円/m³とすることで損益赤字及び資金ショートの回避が可能である。
- ・令和15年度における給水収益は約17億1,600万円で、料金据置のケースと比較して約4億9,100万円の増加となる。また、資金残高は約10億5,200万円となり、適切な水準を維持できる。

4 水道料金算定の仕組みについて

3 料金算定期間の決定

【水道料金算定要領】

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。

「2. (2) 料金算定期間」について

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期的な視点に基づき、経営効率化や施設計画を計画的に実施し、料金の低廉化に努めるべきである。

しかし、あまりにも長期の算定期間をとることは、経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、**算定時からおおむね3年から5年を基準**に設定しなければならない。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。

⇒料金算定期間は、5年（令和9年度～令和13年度）とする。

4 水道料金算定の仕組みについて

4 料金水準（総括原価）の算定

水道法

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置の工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。 ← **総括原価**

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。 ← **国土交通省令 = 水道法施行規則**

水道法施行規則

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。 ← **総括原価**

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額 ← **イ 営業費用**

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額 ← **ロ 資本費用**

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額 ← **ハ 料金以外の収入**

二 第十七条の四第一項の資産を行った場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時から概ね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。 ← **料金算定期間**

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

4 水道料金算定の仕組みについて

4-1. 総括原価の算定 イ 営業費用

項目名	料金算定期間(令和9~13年)合計
人件費	2億9千2百万円
動力費	2億7百万円
修繕費	5億7千8百万円
受水費	20億9千9百万円
委託料	6億7千9百万円
減価償却費	32億7千3百万円
資産減耗費	8千3百万円
その他維持管理費	1億7千百万円
合計	73億8千2百万円

※物価上昇率は2.0%/年を見込む。

⇒ 営業費用 = 73億8千2百万円

4 水道料金算定の仕組みについて

4-1. 総括原価の算定 □ 資本費用

項目名	料金算定期間(令和9~13年)合計
支払利息	3億8千6百万円
資産維持費	3億8千9百万円
合計	7億7千5百万円

⇒ **資本費用 = 7億7千5百万円**

資産維持費とは・・・

老朽化した水道管や施設を将来更新（改築）する際に、建設当時よりも費用が増大（物価上昇や耐震化など）することを見越し、将来の財源として水道料金に上乗せして計上される費用です。将来の安定的な給水サービスを維持するため、実体資本を維持し、世代間の負担の公平性を確保する目的で、主に日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、対象資産の**3%**を標準として計算されます。

4 水道料金算定の仕組みについて

4-1. 総括原価の算定 ハ 料金以外の収入（控除項目）

項目名	料金算定期間(令和9~13年)合計
加入金、他会計補助金、受取利息、手数料、雑収益など	5億7千4百万円

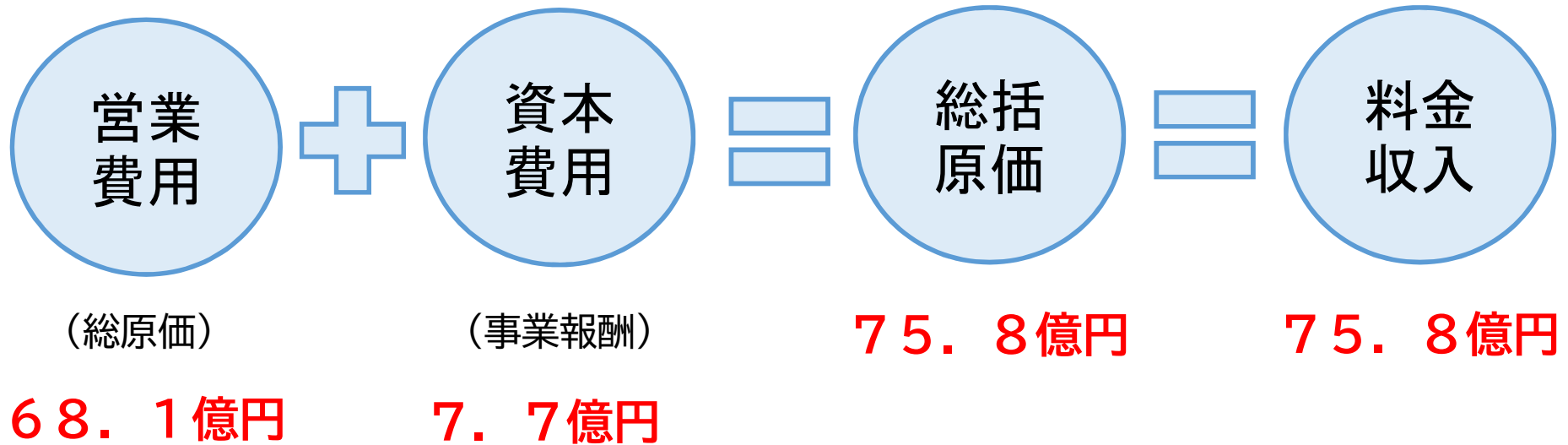
⇒ **料金以外の収入（控除項目） = 5億7千4百万円**

- ・ 加入金：新しく水道を引くときや、口径を大きくする場合に徴収する費用。
- ・ 他会計補助金：独立採算制の例外として、一般会計（税金）から受け取る収入。
→ 消火栓の設置・維持管理のための費用、一般会計繰入金等。

⇒ これらは、水道料金に頼らなくてもよい収入として、営業費用から差し引きます。

4 水道料金算定の仕組みについて

4-2. 総括原価の算定 まとめ



- ・減価償却費
- ・人件費・委託料
- ・動力費 ほか
- 控除項目
(73.8-5.7=68.1)

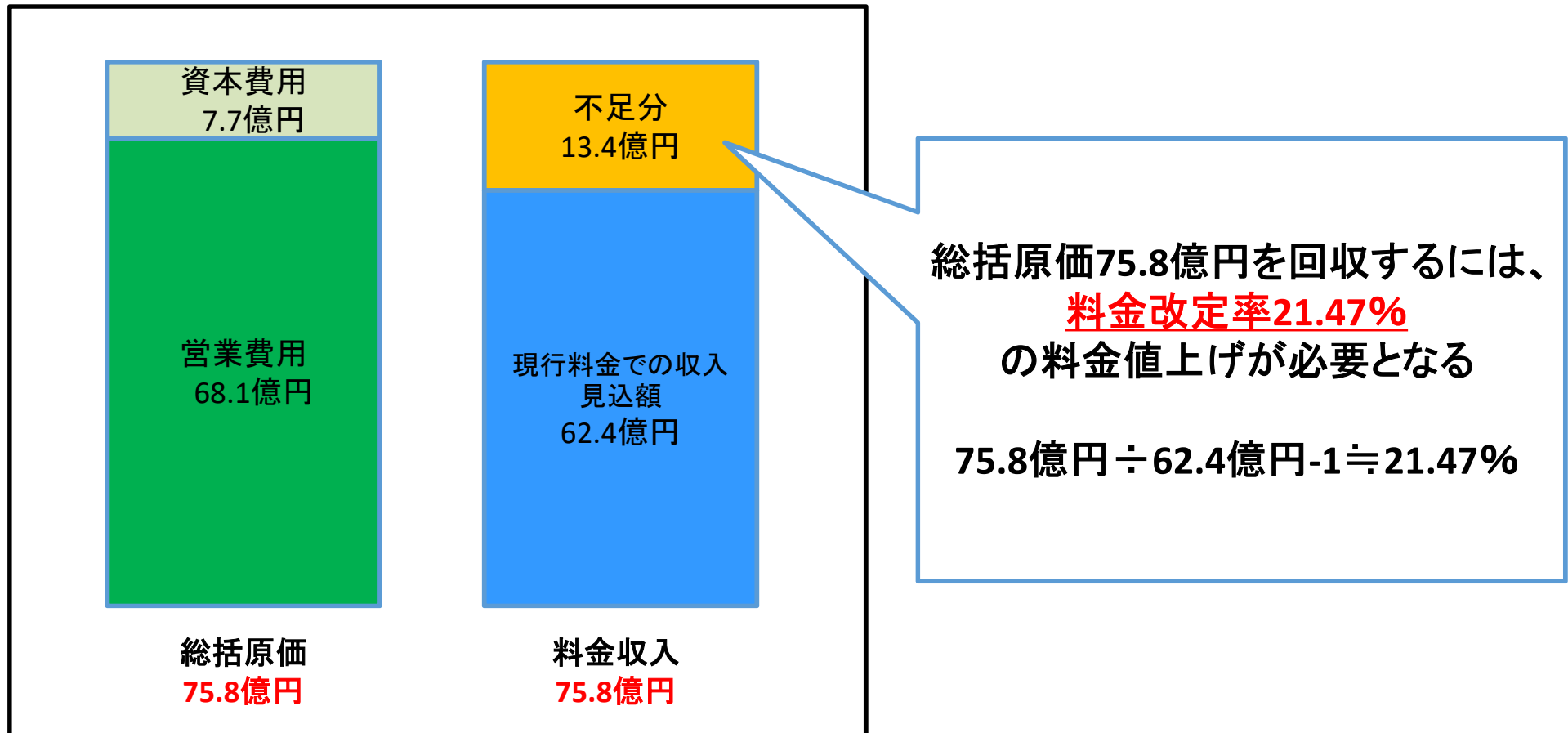
- ・支払利息
- ・資産維持費

総括原価は、営業費用と資本費用の合計です。総括原価と料金収入が釣り合うように水道料金を設定します。

4 水道料金算定の仕組みについて

5. 料金改定率について

料金算定期間（R9～R13）における総括原価と料金収入の見込みから料金改定率を算定



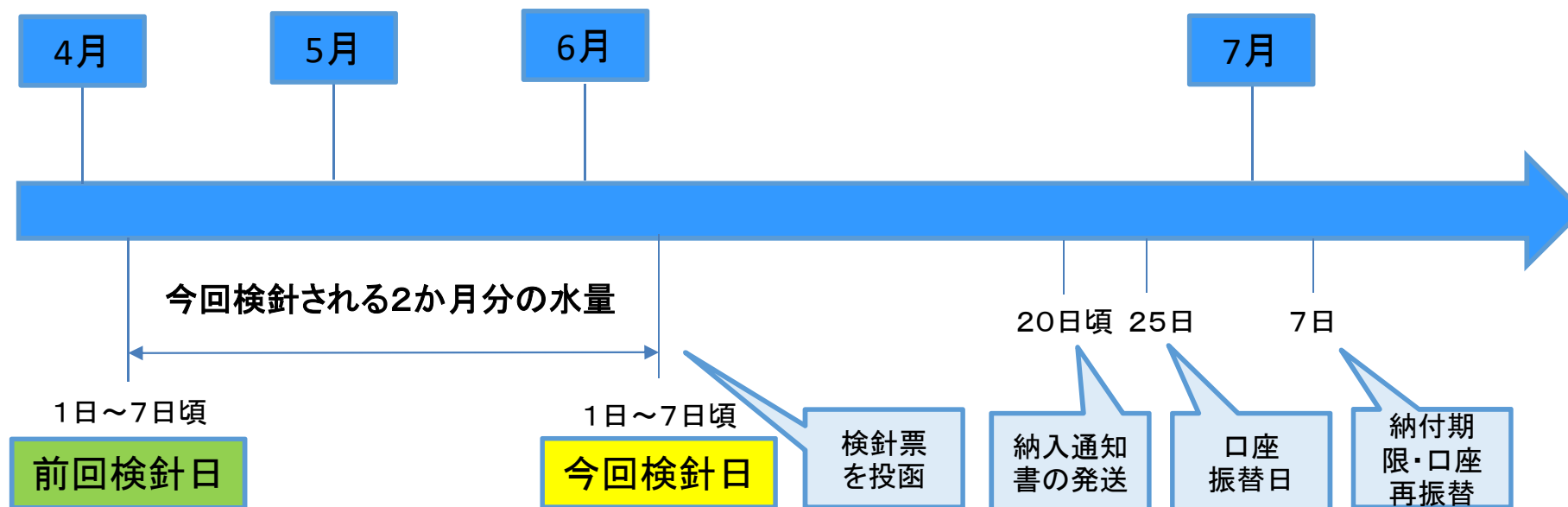
4 水道料金算定の仕組みについて

6 料金体系の設定（個別原価の算定）

6-1. 水道料金の仕組み

(1) 水道メーターの検針について

- ・ 当市では2つの地区に分け、水道メーターの検針を2か月に1回（1か月おき）行い、水道料金・下水道使用料の請求をしています。
- ・ 検針は大田原市上下水道料金徴収事務受託会社の検針員が、原則として該当する月の1日～7日の間に各戸に設置されたメーターにより、検針月前2か月の使用量を計測します。
- ・ 検針したお宅には水道料金・下水道使用料のお知らせ（検針票）が配付されます。



4 水道料金算定の仕組みについて

(2) 水道料金の計算方法

水道料金は、2か月分の「基本料金」と、使用した水量に基づく「従量料金」からなっています。

水道料金（2か月分）＝基本料金＋従量料金

・「基本料金」は、検針や料金収納に要する経費、メーター設置費、水道施設の維持管理費などの固定費用にかかる料金です。

・「従量料金」は、薬品や動力費などの給水する水の量に応じて増減する費用に充てるための料金です。

口径 (ミリメートル)	基本料金 (水量)	基本料金 (金額)	従量料金 (1立方メートルにつき)
13ミリ	20立方メートルまで	3,740円	187円
20ミリ	20立方メートルまで	8,580円	187円
25ミリ	基本水量なし	12,980円	187円
30ミリ	基本水量なし	19,140円	187円
40ミリ	基本水量なし	34,320円	187円
50ミリ	基本水量なし	53,240円	187円
75ミリ	基本水量なし	120,780円	187円
100ミリ	基本水量なし	214,500円	187円
150ミリ	基本水量なし	483,120円	187円

(2か月分 消費税込み) ※1円未満は切り捨て

4 水道料金算定の仕組みについて

(参考) 水道料金の計算例

【例1】口径13ミリ 使用水量45m³の場合の水道料金の計算（2か月）

基本料金	=	3,740円
従量料金「1m ³ から20m ³ までの部分」	=	0円
従量料金「21m ³ から45m ³ までの部分」 = 187円/m ³ × 25m ³	=	4,675円
合計		3,740円 + 4,675円 = 8,415円

【例2】口径20ミリ 使用水量20m³の場合の水道料金の計算（2か月）

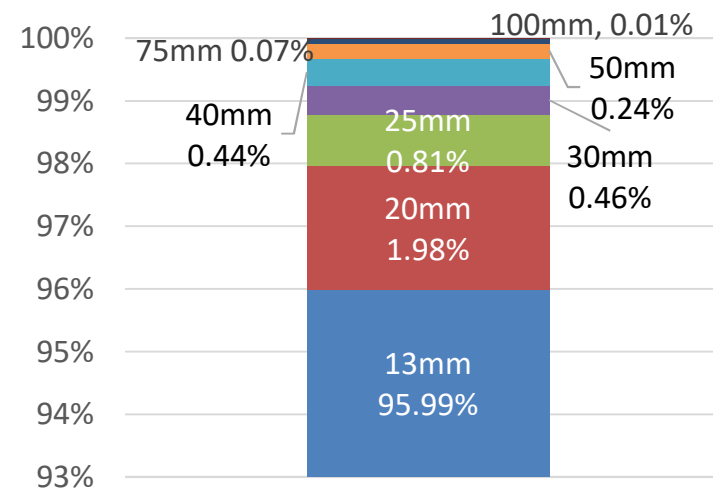
基本料金	=	8,580円
従量料金「1m ³ から20m ³ までの部分」	=	0円
合計		8,580円 + 0円 = 8,580円

4 水道料金算定の仕組みについて

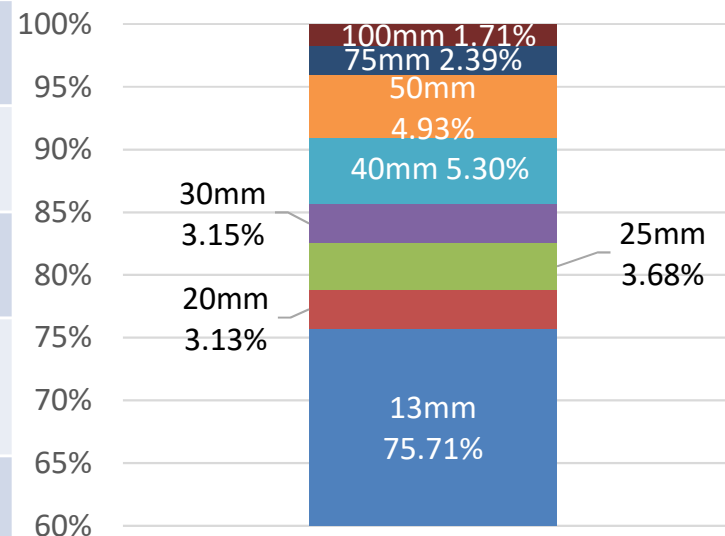
(参考) 口径別契約・使用量の割合について

口径	契約件数(件)	使用水量(年あたり)(m³)	基本料金内水量(20m³まで)(m³)	従量水量(m³)
13mm	27,289	4,706,660	2,499,250	2,207,410
20mm	562	194,721	57,617	137,104
25mm	231	228,795	—	228,795
30mm	130	195,760	—	195,760
40mm	126	329,771	—	329,771
50mm	67	306,378	—	306,378
75mm	19	148,753	—	148,753
100mm	4	106,158	—	106,158
合計	28,428	6,216,996	2,556,867	3,660,129

口径別契約割合



口径別使用水量の割合



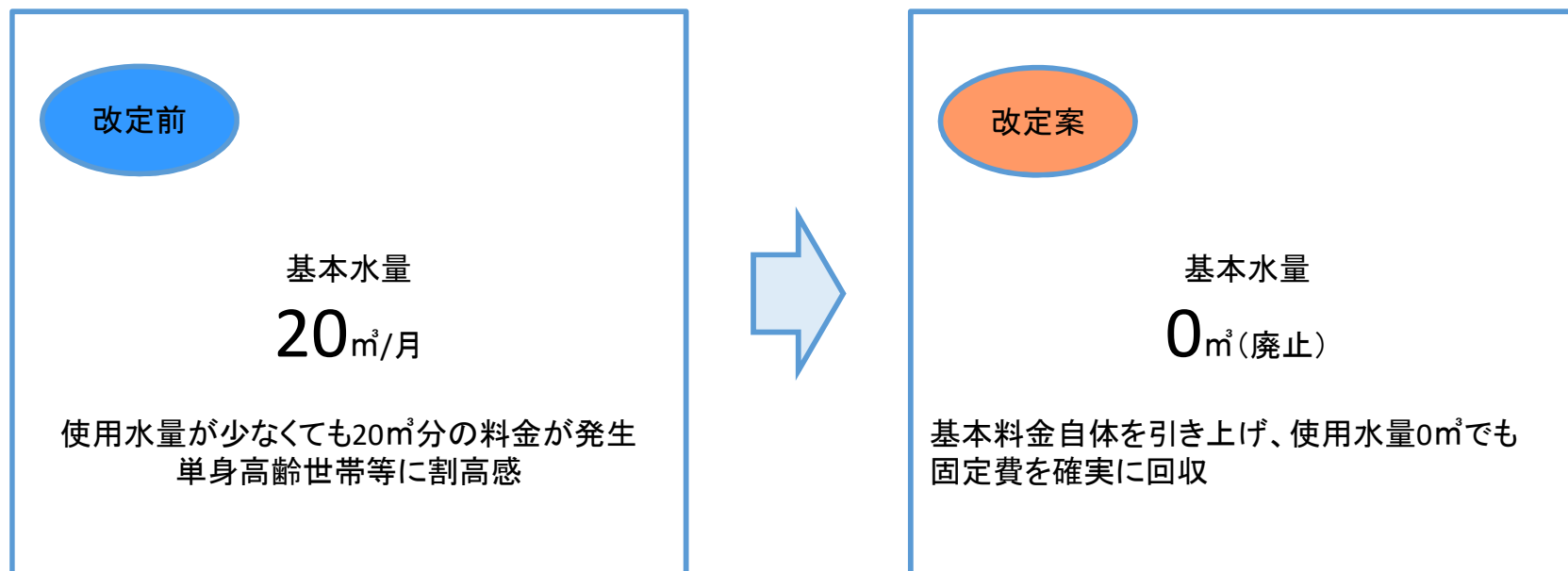
4 水道料金算定の仕組みについて

(参考) 基本水量の考え方

○基本水量の方向性

水道料金算定要領では、基本水量制の廃止（0^mから課金）を推奨している。

※使用水量に関わらず一定の基本料金を徴収し、1^mから従量料金を課す体系へ移行することで、節水インセンティブと公平性を確保する。



改定による効果・影響

1^mから課金：使用水量に応じた公平な負担を実現し、節水努力が料金に反映されやすい
経営安定化：基本料金での固定費回収率を高め、人口減少・節水による減収リスクを抑制

5 新料金の検討について

A案 基本料金を5%値上げ、従量料金2段階（全口径）

- 試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整
 ② R6給水収益より21%の収益UP

○メリット 従量料金の負担が全口径で公平になる。

△デメリット 25mmと30mmのみ改定率が低くバランスが悪い。

基本料金（5%値上げ）
（税込）

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月	A案 同左	差額
13	3,740	3,927	187
20	8,580	9,009	429
25	12,980	13,629	649
30	19,140	20,097	957
40	34,320	36,036	1,716
50	53,240	55,902	2,662
75	120,780	126,819	6,039
100	214,500	225,225	10,725
150	483,120	507,276	24,156

従量料金（全口径2段階）
（税込）

使用量 (m ³)	現行 13mm~150mm (円/m ³)	A案 同左
0~10	0	23
10~20		
21~30	187	245
31~40		
41~50		
51以上		

← 58円（31%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
13	28.7	3,740	3,927	1,627	2,592	5,367	6,519	1,152	21.5%
20	57.7	8,580	9,009	7,050	9,697	15,630	18,706	3,076	19.7%
25	165.1	12,980	13,629	30,874	36,010	43,854	49,639	5,785	13.2%
30	251	19,140	20,097	46,937	57,055	66,077	77,152	11,075	16.8%
40	436.2	34,320	36,036	81,569	102,429	115,889	138,465	22,576	19.5%
50	762.1	53,240	55,902	142,513	182,275	195,753	238,177	42,424	21.7%
75	1304.9	120,780	126,819	244,016	315,261	364,796	442,080	77,283	21.2%
100	4423.3	214,500	225,225	827,157	1,079,269	1,041,657	1,304,494	262,836	25.2%
150	0	439,200	507,276	0	0	0			

← 13mm576円/月の増加
20mm1,538円/月の増加

平均改定率 19.8%

5 新料金の検討について

B案 基本料金を5%値上げ、従量料金 小口径（13mm、20mm）のみ2段階

- 試算条件 ① 20^mまでの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整
 ② R6給水収益より21%の収益UP

○メリット 小口径（13mmと20mm）の増加額が最も低い。 △デメリット 20mmの平均改定率が20%を下回ってしまう。
 平均改定率が全体的に均一である。

基本料金（5%値上げ）
（税込）

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月	B案 同左	差額
13	3,740	3,927	187
20	8,580	9,009	429
25	12,980	13,629	649
30	19,140	20,097	957
40	34,320	36,036	1,716
50	53,240	55,902	2,662
75	120,780	126,819	6,039
100	214,500	225,225	10,725
150	483,120	507,276	24,156

①従量料金(小口径2段階)
（税込） 2ヶ月分

使用量 (^m)	現行 13mm~20mm (^円 / ^m)	B案 同左
0~10	0	
10~20		24
21~30	187	240
31~40		
41~50		
51以上		

②従量料金(大口径1段階)
（税抜き） 2ヶ月分

使用量 (^m)	現行 25mm~150mm (^円 / ^m)	B案 同左
0~10		
10~20		
21~30	187	240
31~40		
41~50		
51以上		



53円（28.3%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (^m)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
13	28.7	3,740	3,927	1,627	2,568	5,367	6,495	1,128	21.0%
20	57.7	8,580	9,009	7,050	9,528	15,630	18,537	2,907	18.6%
25	165.1	12,980	13,629	30,874	39,624	43,854	53,253	9,399	21.4%
30	251	19,140	20,097	46,937	60,240	66,077	80,337	14,260	21.6%
40	436.2	34,320	36,036	81,569	104,688	115,889	140,724	24,835	21.4%
50	762.1	53,240	55,902	142,513	182,904	195,753	238,806	43,053	22.0%
75	1304.9	120,780	126,819	244,016	313,176	364,796	439,995	75,199	20.6%
100	4423.3	214,500	225,225	827,157	1,061,592	1,041,657	1,286,817	245,160	23.5%
150	0	439,200	507,276	0	0	0			



13mm564円/月の増加
20mm1,453円/月の増加

平均改定率 21.3%

5 新料金の検討について

C案 基本料金を10%値上げ、従量料金2段階（全口径）

- 試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整
 ② R6給水収益より21%の収益UP

○メリット 小口径の増加額を低く抑えられる

△デメリット 25mm、30mmの平均改定率が低く
 バランスが悪い

基本料金（10%値上げ）
（税込）

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月	C案 同左	差額
13	3,740	4,114	374
20	8,580	9,438	858
25	12,980	14,278	1,298
30	19,140	21,054	1,914
40	34,320	37,752	3,432
50	53,240	58,564	5,324
75	120,780	132,858	12,078
100	214,500	235,950	21,450
150	483,120	531,432	48,312

従量料金(全口径2段階)
（税込）

使用量 (m ³)	現行 13mm~150mm (円/m ³)	C案 同左
0~10	0	18
10~20		
21~30	187	238
31~40		
41~50		
51以上		

← 51円（27.2%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
13	28.7	3,740	4,114	1,627	2,431	5,367	6,545	1,178	21.9%
20	57.7	8,580	9,438	7,050	9,333	15,630	18,771	3,141	20.1%
25	165.1	12,980	14,278	30,874	34,894	43,854	49,172	5,318	12.1%
30	251	19,140	21,054	46,937	55,338	66,077	76,392	10,315	15.6%
40	436.2	34,320	37,752	81,569	99,416	115,889	137,168	21,278	18.4%
50	762.1	53,240	58,564	142,513	176,980	195,753	235,544	39,791	20.3%
75	1304.9	120,780	132,858	244,016	306,166	364,796	439,024	74,228	20.3%
100	4423.3	214,500	235,950	827,157	1,048,345	1,041,657	1,284,295	242,638	23.3%
150	0	439,200	531,432	0	0	0			

← 13mm589円/月の増加
 20mm1,570円/月の増加

平均改定率 19.0%

5 新料金の検討について

D案 基本料金を10%値上げ、従量料金 小口径（13mm、20mm）のみ2段階

試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整

② R6給水収益より21%の収益UP

○メリット 21m³以上の従量料金単価が最も安価
(改定率25.6%)

△デメリット 基本料金が最も高い

基本料金（10%値上げ）
(税込)

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月	D案 同左	差額
13	3,740	4,114	374
20	8,580	9,438	858
25	12,980	14,278	1,298
30	19,140	21,054	1,914
40	34,320	37,752	3,432
50	53,240	58,564	5,324
75	120,780	132,858	12,078
100	214,500	235,950	21,450
150	483,120	531,432	48,312

①従量料金(小口径2段階)
(税込) 2ヶ月分

使用量 (m ³)	現行 13mm~20mm (円/m ³)	D案 同左
0~10	0	17
10~20		
21~30	187	235
31~40		
41~50		
51以上		

②従量料金(大口径1段階)
(税抜き) 2ヶ月分

使用量 (m ³)	現行 25mm~150mm (円/m ³)	D案 同左
0~10		
10~20		
21~30	187	235
31~40		
41~50		
51以上		



48円 (25.6%) 値上げ

口径別料金比較 (2ヶ月) 税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
13	28.7	3,740	4,114	1,627	2,385	5,367	6,499	1,132	21.1%
20	57.7	8,580	9,438	7,050	9,200	15,630	18,638	3,008	19.2%
25	165.1	12,980	14,278	30,874	38,799	43,854	53,077	9,223	21.0%
30	251	19,140	21,054	46,937	58,985	66,077	80,039	13,962	21.1%
40	436.2	34,320	37,752	81,569	102,507	115,889	140,259	24,370	21.0%
50	762.1	53,240	58,564	142,513	179,094	195,753	237,658	41,905	21.4%
75	1304.9	120,780	132,858	244,016	306,652	364,796	439,510	74,713	20.5%
100	4423.3	214,500	235,950	827,157	1,039,476	1,041,657	1,275,426	233,768	22.4%
150	0	439,200	531,432	0	0	0			



13mm566円/月の増加
20mm1,504円/月の増加

平均改定率 21.0%

5 新料金の検討について

E案 基本料金を据え置き、従量料金 小口径（13mm、20mm）のみ2段階

- 試算条件 ① 20m³までの基本水量を廃止し増加率を均等になるよう調整
 ② R6給水収益より21%の収益UP

○メリット 口径20mmで使用料金の増加額が最も安い。

△デメリット 基本料金で回収する需要家費や固定費の増収が見込めない。

基本料金（据え置き）
（税込）

口径 (mm)	現行 基本料金 2ヶ月
13	3,740
20	8,580
25	12,980
30	19,140
40	34,320
50	53,240
75	120,780
100	214,500
150	483,120

①従量料金(小口径2段階)
（税込） 2ヶ月分

使用量 (m ³)	現行 13mm~20mm (円/m ³)	D案 同左
0~10	0	32
10~20		
21~30	187	247
31~40		
41~50		
51以上		

②従量料金(大口径1段階)
（税抜き） 2ヶ月分

使用量 (m ³)	現行 25mm~150mm (円/m ³)	D案 同左
0~10	187	247
10~20		
21~30		
31~40		
41~50		
51以上		



60円（32%）値上げ

口径別料金比較（2ヶ月）税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	基本料金 (円)		従量料金		請求額		増加額	平均改定率
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後		
13	28.7	3,740	3,740	1,627	2,789	5,367	6,529	1,162	21.7%
20	57.7	8,580	8,580	7,050	9,952	15,630	18,532	2,902	18.6%
25	165.1	12,980	12,980	30,874	40,780	43,854	53,760	9,906	22.6%
30	251	19,140	19,140	46,937	61,997	66,077	81,137	15,060	22.8%
40	436.2	34,320	34,320	81,569	107,741	115,889	142,061	26,172	22.6%
50	762.1	53,240	53,240	142,513	188,239	195,753	241,479	45,726	23.4%
75	1304.9	120,780	120,780	244,016	322,310	364,796	443,090	78,294	21.5%
100	4423.3	214,500	214,500	827,157	1,092,555	1,041,657	1,307,055	265,398	25.5%
150	0	467,280	467,280	0	0	0			



13mm581円/月の増加
20mm1,451円/月の増加

平均改定率 22.3%

5 新料金の検討について

(1) 新料金表の比較検討について

各口径において2か月の平均使用水量をもとに改定前後の水道料金を算定

※価格は税込み

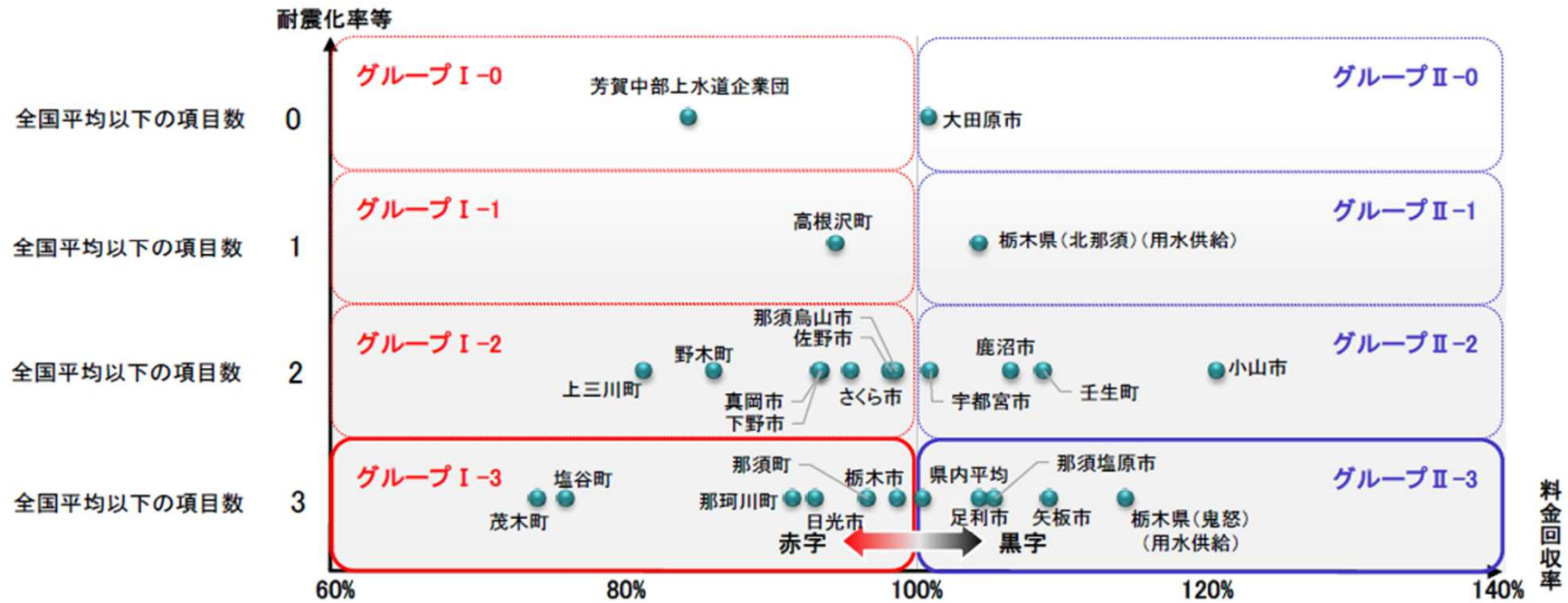
項目	A案	B案	C案	D案	E案
試算条件	①R6給水収益より21%の収益増 ②20㎡までの基本水量廃止。				
基本料金	基本料金を一律5%値上げ	同左	基本料金を一律10%値上げ	同左	基本料金据え置き
従量料金	従量料金2段階(全口径)	従量料金小口径のみ2段階(13mm、20mm)	従量料金2段階(全口径)	従量料金小口径のみ2段階(13mm、20mm)	従量料金小口径のみ2段階(13mm、20mm)
従量料金の値上げ幅(円/㎡)	0~20㎡ 23円 21㎡以上245円(+58円) 31%値上げ	0~20㎡ 24円 21㎡以上240円(+53円) 28.3%値上げ ※25mm以上は240円	0~20㎡ 18円 21㎡以上238円(+51円) 27.2%値上げ	0~20㎡ 17円 21㎡以上235円(+48円) 25.6%値上げ ※25mm以上は235円	0~20㎡ 32円 21㎡以上247円(+60円) 32%値上げ ※25mm以上は247円
負担の平準化	平均改定率が25mmで13.2% 30mmで16.8%と全体的に均等にならない。 100mmが25.2%とバランスが悪い。	口径20mmの平均改定率のみ18.6%であるが、全体的に21~23%で概ね平準化されている。	口径25mmの平均改定率が12.1%、30mmで15.6%、40mmで18.4%均等ではない。	口径20mmの平均改定率のみ19.2%であるが、全体的に21~22%でおおむね平準化されている。	口径20mmの平均改定率のみ20%を下回るが、全体的に21~23%でおおむね平準化されている。100mmが25.5%とバランスが悪い。
	4	1	3	2	5
小口径の影響(13mm、20mm)	13mm 576円/月 20mm1, 538円/月 13mm 3番目に安い 20mm 4番目に安い	13mm 564円/月 20mm1, 453円/月 13mm 最安値 20mm 2番目に安い	13mm 589円/月 20mm1, 570円/月 両口径とも最高額	13mm 566円/月 20mm1, 504円/月 13mm 2番目に安い 20mm 3番目に安い	13mm 581円/月 20mm1, 451円/月 13mm 4番目に安い 20mm 最安値
	3	1	5	2	4
中口径の影響(40mm、50mm)	40mm 11,288円/月 50mm 21,212円/月 40mm 2番目に安い 50mm 3番目に安い	40mm 12,417円/月 50mm 21,526円/月 両口径とも4番目に安い	40mm 10,639円/月 50mm 19,895円/月 両口径とも最安値	40mm 12,185円/月 50mm 20,952円/月 40mm 3番目に安い 50mm 2番目に安い	40mm 13,086円/月 50mm 22,863円/月 両口径とも最高値
	2	4	1	3	5
大口径の影響(75mm、100mm)	75mm 38,641円/月 100mm 131,418円/月 両口径とも4番目に安い	75mm 37,599円/月 100mm 122,580円/月 両口径とも3番目に安い	75mm 37,114円/月 100mm 121,319円/月 75mm 最安値 100mm 2番目に安い	75mm 37,356円/月 100mm 116,884円/月 75mm 2番目に安い 100mm 最安値	75mm 39,147円/月 100mm 132,699円/月 両口径とも最高値
	4	3	1	2	5
総合判定	△	◎	△	○	×

参考資料 県内水道料金の改定状況について

番号	市町名	料金平均改定率	改定年月	概要について
1	さくら市	27.35% 値上げ	令和9年3月分から	将来負担の先送りを避ける観点から、平均改定率は約27.35%を目安と整理した。口径13mmで月平均使用水量32.3m ³ を2ヶ月利用した場合、1,370円増の6,390円となる。下水道使用料と併せて改定のため令和9年3月改定予定。
2	真岡市	26.80% 値上げ	令和8年10月分から	施設更新や管路改修など長期的な資産の健全性を確保しつつ、料金水準の妥当性を担保することを目指した結果、水道料金については平均改定率26.8%とすることが望ましいと判断した。20mmを1ヶ月24m ³ （3人家族）が使用した場合、1,368円の値上げとになる見込み。なお、基本水量は廃止になる。
3	宇都宮市	28.60% 値上げ	令和8年10月分から	人口減少や経済情勢により現在の水道料金を維持した場合、令和11年度に資金が枯渇する。今後の事業費や算定期間における当期純利益、資金残高、企業債残高対給水収益比率などを勘案し、使用水量が少ない利用者等に配慮平均改定率は28.6パーセントとすることが適当と判断。
4	足利市	49.40% 値上げ	令和8年4月分から	足利市は『将来的に更新する対象である資産の3%を限度として、資産維持費を総括原価に計上することとし、水道料金を64%を限度に引き上げる必要がある』という答申を令和7年6月に提出し改定率は49.4%とした。専用水道20mmの1ヶ月の基本料金が720円upの2,180円、従量料金が16m ³ ～70m ³ まで61円の値上げとなった。その他、一般公衆浴場の料金設定あり。
5	小山市	25%値上げ	令和9年10月から	物価高騰に加え将来的な人口減少を踏まえ老朽化した設備の維持管理や更新費用などの確保が困難。現在の料金体系を維持した場合、令和10年度に収支が赤字に転じる。改定後の1ヶ月あたりの基本料金が250円増の1,130円になる。
6	那須塩原市	10.1～19.2% 値上げ (検討中)	令和9年度内に 改定予定	物価高騰や人口減少、災害対策としての施設の耐震化が課題。現行料金を継続した場合、令和10年度に赤字になる。令和7年10月に経営戦略の改定及び水道料金の見直しの必要性を上下水道事業審議会へ諮問。現在、令和8年1月に第3回の審議会を開催し審議継続中。
7	芳賀・益子・市貝 芳賀中部水道企業団	22.9% 値上げ	令和8年10月分から	人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化した施設の更新、物価高騰の影響で現行料金では令和9年度以降に赤字になる試算。1ヶ月あたりの料金は、一般家庭で多く使われる口径13mmで平均水量の18m ³ 使うと704円の増額、口径20mmでは21m ³ 利用で858円の増額となる。13mm及び20mm適用された基本水量は廃止する。国の物価高騰対策の臨時交付金を活用し料金の15%を減額する予定。
8	野木町	25%値上げ	令和8年10月分から	物価高騰や人口減少等に伴い、36年間据え置かれた水道料金の見直しをした結果、平均供給単価で約25%の引き上げと基本水量の廃止が適当であると判断した。これにより、赤字の改善と内部留保資金の確保が図られる見込みとなる。

※出典 各市町HP及び下野新聞記事より掲載
料金改定率 平均28%

参考資料 栃木県の水道カルテ



事業者名	全国平均	県内平均	宇都宮市	足利市	日光市	鹿沼市	佐野市	那須烏山市	小山市	真岡市	矢板市	茂木町	大田原市	壬生町	那須町	上三川町	下野市	那珂川町	野木町	芳賀中部上水道企業団	那須塩原市	塩谷町	栃木市	さくら市	高根沢町	栃木県(北那須)(用水供給)	栃木県(鬼怒)(用水供給)	
グループ			II-2	II-3	I-3	II-2	I-2	I-2	II-2	I-2	II-3	I-3	II-0	II-2	I-3	I-2	I-2	I-3	I-2	I-0	II-3	I-3	I-3	I-2	I-1	II-1	II-3	
料金回収率(令和4年度)		101%	101%	104%	93%	107%	98%	99%	121%	93%	109%	74%	101%	109%	97%	81%	93%	92%	86%	84%	105%	76%	99%	96%	95%	104%	114%	
〈参考〉1か月の水道料金	3,332円	3,208円	2,860円	2,060円	2,447円	2,475円	2,310円	3,938円	3,124円	3,190円	4,010円	3,916円	3,740円	3,047円	3,710円	3,135円	2,585円	4,290円	2,480円	3,465円	3,657円	4,290円	2,337円	3,200円	3,510円	-	-	
耐震化率等(令和4年度)	基幹管路の耐震適合率	42%	40%	72%	30%	34%	27%	21%	11%	61%	60%	25%	27%	51%	47%	21%	34%	83%	16%	80%	99%	34%	38%	26%	36%	28%	66%	34%
	浄水施設	43%	25%	24%	33%	41%	75%	7%	69%	0%	12%	0%	21%	77%	0%	8%	55%	0%	0%	0%	45%	0%	6%	34%	61%	100%	0%	0%
	配水池	63%	40%	35%	58%	31%	41%	85%	0%	35%	20%	0%	23%	72%	9%	2%	40%	0%	5%	17%	72%	24%	51%	52%	51%	100%	79%	0%

(出典)水道統計(公益社団法人日本水道協会)をもとに国土交通省が作成